

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月2日

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター ギャリー・バトラー
(Gary Butler, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
私書箱61号
(PO Box 61, George Town, Grand Cayman, KY1-1102, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 下 瀬 伸 彦
弁護士 江 橋 翔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券に係るファンドの名称】 オフショア・ストラテジー・ファンド
- オーストラリア高配当株ファンド
(Offshore Strategy Fund - Australian High Dividend Equity Fund)

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券の金額】 60億オーストラリア・ドル(約4,517億円)
(注)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円換算は、便宜上、2019年
10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1
豪ドル=75.28円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年12月20日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2020年3月2日付でファンドの保管会社が変更されたのでこれに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線または傍線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

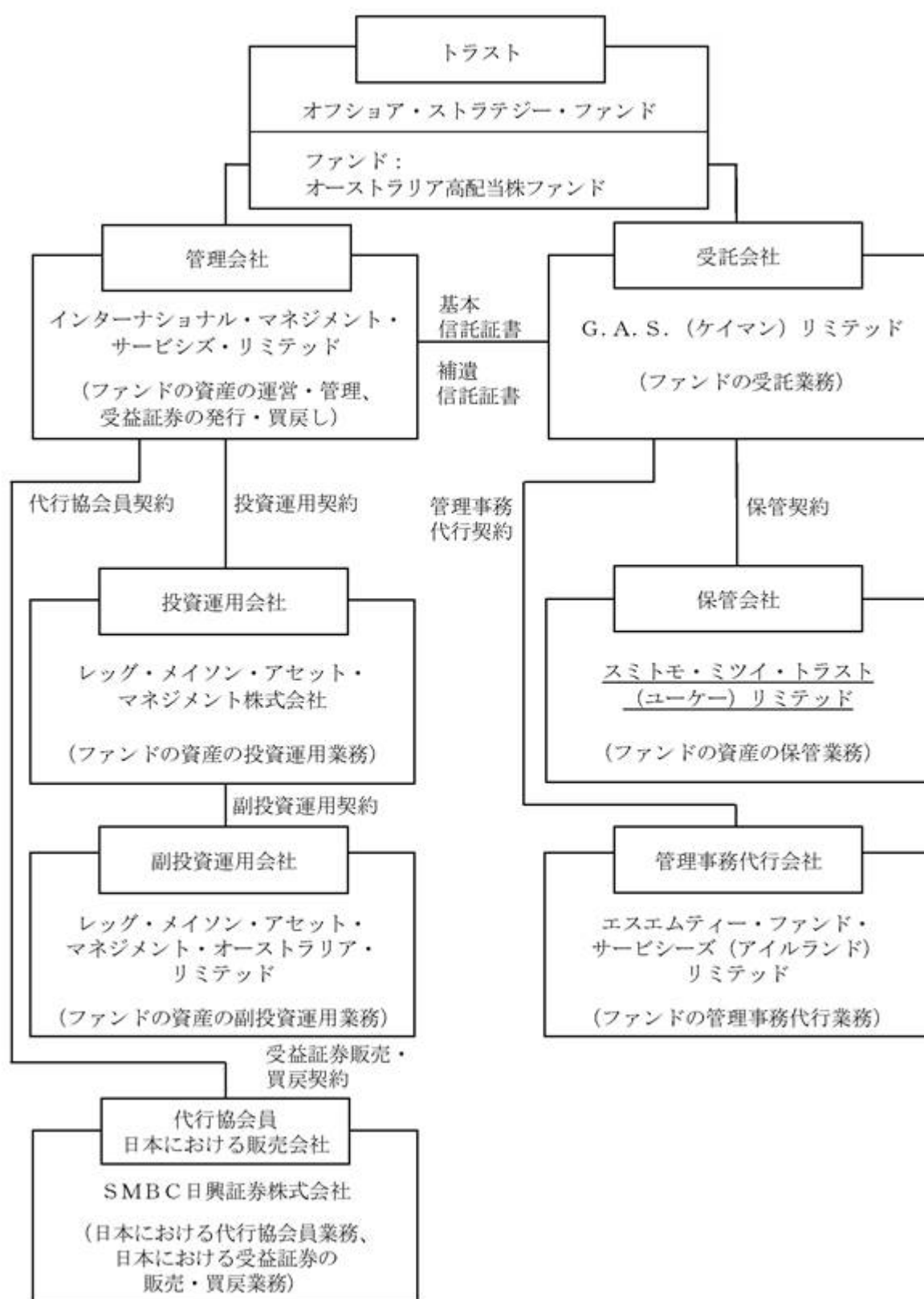
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み

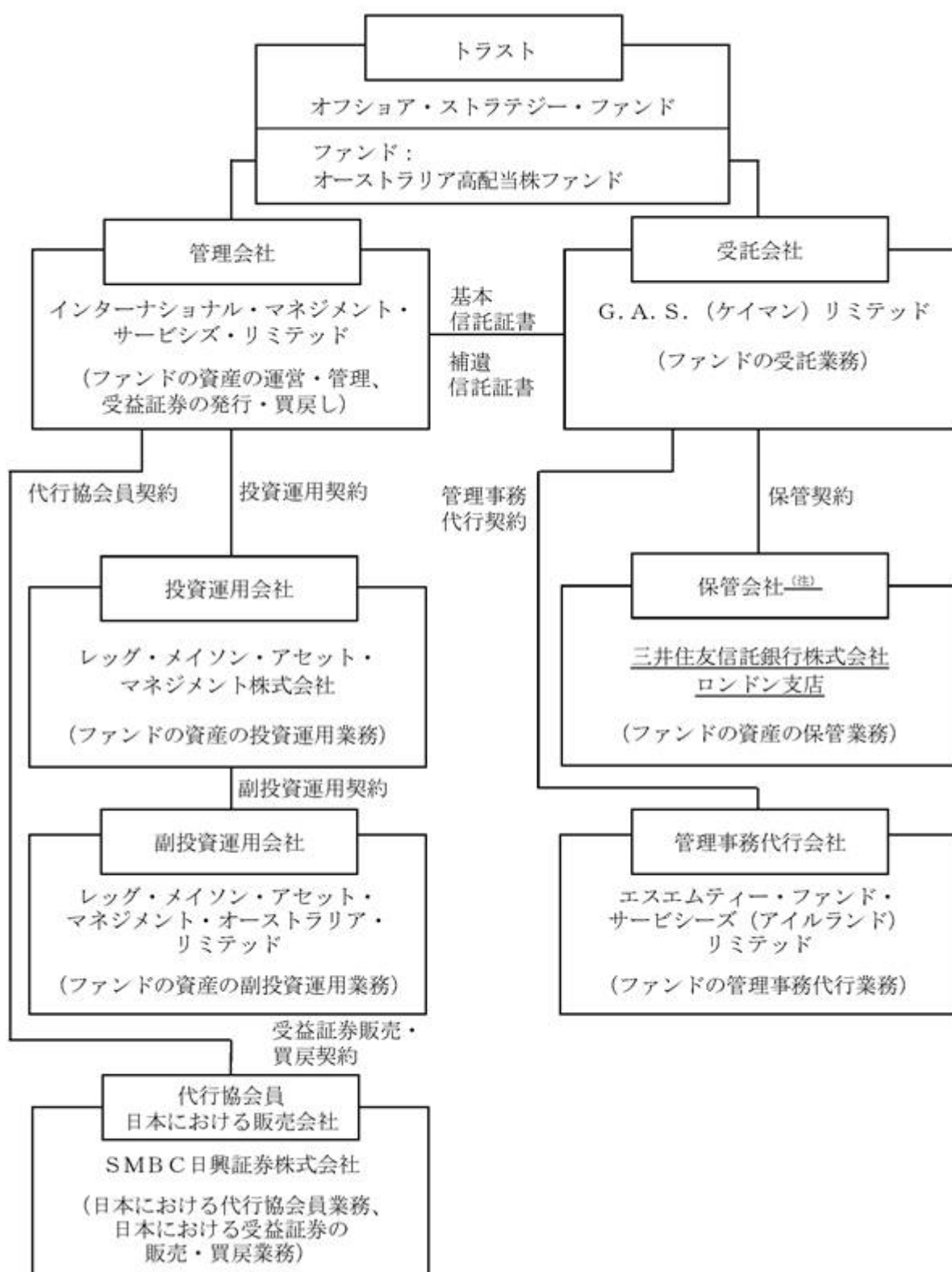


管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名	称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
(中略)			
<u>スミトモ・ミツイ・トラスト</u> <u>(ユーケー) リミテッド</u> (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)		保管会社	2016年 8 月24日付で受託会社との間で保管契約 ^(注1) を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管業務を行う。

(後略)

ファンドの仕組み



(注) 保管会社であったスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡した。2020年3月2日以降の保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店である。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
-----	-------------	--------

(中略)

<u>三井住友信託銀行株式会社</u> <u>ロンドン支店</u> <u>（Sumitomo Mitsui Trust Bank,</u> <u>Limited, London Branch）</u>	保管会社	2016年8月24日付で受託会社との間で保管契約（2020年3月2日付で変更済）（注1）を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管業務を行う。
---	---	--

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

（2）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（「保管会社」）

（イ）資本金の額

2019年10月末日現在、1,784,806ポンド（約2億5,089万円）

（注）ポンドの円貨換算は、便宜上、2019年10月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ポンド＝140.57円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（ロ）事業の内容

スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、1986年に英国において設立され、その最終的な持株会社は、東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。保管会社は、英国において保管業務を行うために英国の金融庁の認可を受けている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（2）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管会社」）

（イ）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2019年3月末日現在、3,420億円である。

（ロ）事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいる。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けている。

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

（２）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド

スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行為する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（２）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行為する。

（後略）

別紙

定義集

<訂正前>

（前略）

「保管会社」

スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド、または受託会社がファンドに関する保管者として随時選任するその他の機関をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

「保管会社」

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、または受託会社がファンドに関する保管者として随時選任するその他の機関をいう。

（後略）